

## 最高裁特別抗告棄却決定に対する抗議声明

- 1 大飯原発福井訴訟での裁判官の忌避をめぐる住民側からの特別抗告に対し、最高裁判所は、平成29年10月2日付けで抗告棄却の不当決定を下しました。
- 2 名古屋高裁金沢支部は、島崎証言によって明らかになった大飯原発の地盤の危険性、基準地震動の過小評価、安全審査の重大な問題点から眼をそむけ、住民側が求めた、島崎証言を裏付ける重要な学者証人の証人尋問申請を含む証拠調べの申請を全部却下して、島崎証言によって崖っぷちに立たされた関西電力に助け船を出しました。このような、あまりに不公平で住民側の公正な裁判を受ける権利を奪う不当な訴訟指揮に対して、住民側が裁判官を忌避してたたかうのは当然であり、最高裁がこうした名古屋高裁金沢支部の不当な訴訟指揮を是正しようとしなかったことに対し、私たちは、強い憤りをもって抗議したいと思います。
- 3 同時に、抗告棄却の理由は、私たちの主張が実質的には訴訟指揮の法令違反についての主張だというものであり、抗告棄却は内藤裁判長ら3人の裁判官による訴訟指揮が適正妥当であったことを示すものではありません。

島崎証言によって、現在の安全審査には最新の科学的知見を無視し、政府の地震本部の方針にすら反する重大な問題があることが明らかにされました。また、最近の柏崎刈羽原発の審査合格をめぐる不可解な経緯をみても、原子力規制委員会の安全審査も、結局は再稼働の結論ありきのものに過ぎないのではないかとの疑念は、いっそう深まっています。住民の命とくらしという、憲法上もっとも尊重されるべき人格権の根幹を守る司法の責任は、きわめて重大であり、裁判所には、福島第一原発事故の甚大な被害と向き合い、住民の命とくらしが再び原発の放射能によって犯されることのないよう、徹底した審理を行うことが求められています。
- 4 既に9月26日付け上申書において、私たちは名古屋高裁金沢支部に対して、審理終結の方針を再考して審理を尽くすよう求め、大飯原発の地盤の問題点や安全審査の欠陥についての新たな証拠調べの申請を予定していることを伝えてありますが、改めて、同裁判所が徹底した審理を尽くすことを、強く求めたいと思います。

2017年10月3日

福井から裁判を止める裁判の会

代表 中 嶋 哲 演

大飯原発福井訴訟弁護団

団長 島 田 広